

# 農業 書き方

## 収支内訳書(農業所得用)書き方

住宅分は経費に計上できません！

廃業(予定)の有無	有	無
廃業(予定)年月日	年	月 日
廃業理由	委託・譲渡・法人化・承継	
承継者名(続柄)	( )	

科目		金額 (円)	科目		金額 (円)		
収入金額	販売金額 ①		その他の経費	修繕費 ①			
	家事消費金額 ②			動力光熱費 ②			
	雑収入 ③			作業用衣料費 ③			
	小計 (①+②+③) ④			農業共済掛金 ④			
	農産物の棚卸高	期首 ⑤			荷造運賃手数料 ⑤		
		期末 ⑥			土地改良費 ⑥		
	計 (④-⑤+⑥) ⑦				⑦		
経費	雇人費 ⑧				⑧		
	小作料・賃借料 ⑨				⑨		
	減価償却費 ⑩				⑩		
	貸倒金 ⑪				⑪		
	利子割引料 ⑫				⑫		
	租税公課 ⑬				農産物以外の棚卸高	期首 ⑬	
						期末 ⑭	
	種苗費 ⑭			経費から差し引く果樹牛馬等の育成費用 ⑮			
	素畜費 ⑮			小計 (⑮-⑭) ⑯			
	肥料費 ⑯			経費計 (⑧~⑫の計+⑬) ⑰			
	飼料費 ⑰			専従者控除前の所得金額 (⑦-⑰) ⑱			
	農具費 ⑱			専従者控除 ⑲			
農業衛生費 ⑲			所得金額 (⑱-⑲) ⑳				
諸材料費 ㉑			⑳のうち、肉用牛について特別の適用を受ける金額				

廃業(予定)の有無	有	無
廃業(予定)年月日	年	月 日
廃業理由	委託・譲渡・法人化・承継	
承継者名(続柄)	( )	

**廃業(予定)の有無**

前年中に廃業した場合や、今年中に廃業の予定があるときは記入してください。事業を承継した場合は承継者名を記入してください。

○事業専従者の氏名等

氏名 (年齢)	続柄	従事月数
( 歳)		月
( 歳)		
( 歳)		
延べ従事月数		

### 収入金額

①販売金額  
販売しているもののみ販売金額として記入してください。

②事業消費、家事消費  
原則として販売が無く、家事消費のみの場合は、申告の必要はありません。

③雑収入  
・共済受取金、無事戻し金、各種補助金など  
・古米などの精算額  
・法人で農業をしていた場合の精算額

⑤、⑥棚卸高  
棚卸をしなければならない資産は次の通りです。  
・商品、製品、半製品、原材料、副産物、仕損品、作業くずなど  
※採用用の成鶏は棚卸資産または減価償却資産のどちらかとして取り扱われます。

### 経費

⑧雇人費  
・農作業に従事した雇人の給料(右側の雇人費の内訳を記入してください。)

⑨小作料・賃借費  
・農機具の賃借料  
・共同施設の利用料  
・カントリー利用料

⑩減価償却費  
裏面に内訳を記入し、合計額を記入してください。減価償却初年度のものについては必ず購入した日付、金額、品名のわかる領収書を持参してください。

⑪貸倒金  
売掛金などの貸倒損失

⑫利子割引料  
農業のために借り入れた資金の支払利息

### その他の経費

⑬租税公課  
・事業に係る部分の固定資産税  
・自動車税、不動産取得税  
※住宅分の固定資産税は計上できません。  
※自治会費、国民健康保険税や国民年金などは計上できません。

⑭種苗費  
・農作物の種や苗などの購入費

⑮素畜費  
・育成用の子牛、子豚、ひななどの取得費及び種付料

⑯肥料費  
・肥料、たい肥などの購入費

⑰飼料費  
・飼料の購入費  
・飼料を自給している場合はその生産費など

⑱農具費  
使用期間が1年未満又は取得価額が10万円未満の農具購入費

⑲農業衛生費  
・農薬の購入費  
・共同防除の負担金

㉑諸材料費  
・ビニール・縄・支柱などの購入費

①修繕費  
資産の価額を増したり、使用可能期間を延長するような支出は原則、資本的支出として減価償却を行います。

②動力光熱費  
・農業のために使用した水道料、電気料、灯油など  
(請求が住宅分と一緒に場合は使用割合によりあな分して計算します。)

③作業用衣料費  
・農作業に必要な作業衣・長靴・手袋などの購入費

### その他の経費

④農業共済掛金  
・水稻、果樹などの共済掛金  
・農業用資産に対する共済掛金

⑤荷造運賃手数料  
・出荷の際の包装材料費、支払運賃  
・農協や市場に払う出荷手数料

⑥土地改良費  
土地改良区費は全額を経費にできない場合があります。(事業ごとに是認割合があります。詳しくは各土地改良区へおたずねください。)

⑬~⑱  
『車両費』等わかりやすい科目名をつけて記入しても差し支えありません。

⑲雑費  
どの経費の科目にも当てはまらないものを雑費としてまとめることができます。

⑳棚卸高  
棚卸をしなければならない資産は次の通りです。  
・包装材料、ガンリン、釘、事務用品などの消耗品でまだ使用していないもの  
・少額な減価償却資産…使用可能期間が1年未満又は取得価額が10万円未満の工具、器具備品などでまだ使用していないもの

㉑経費から差し引く果樹、牛馬等の育成費用  
成熟の年齢または樹齢になるまでの間の育成費用を裏面に記入してください。必要経費から除外して累積し、減価償却の基礎となる「取得価額」に算入することとなります。

### 専従者控除

⑲専従者控除  
次のうちいずれか少ない方の金額  
・860,000円(配偶者以外は500,000円)  
・⑱の金額÷(事業専従者数+1)

# 減価償却費について

## ○少額な減価償却資産について

使用可能期間が1年未満か取得価額が10万円未満のいわゆる少額な減価償却資産については、減価償却をしないで、使用したときにその取得価額がそのまま必要経費になります。

## ○一括償却資産について

取得価額が10万円以上20万円未満の減価償却資産については、減価償却をしないでその使用した年以後3年間の各年分において、その減価償却資産の全部または特定の一部を一括し、一括した減価償却資産の取得価額の合計額の3分の1の金額を必要経費にすることができます。この場合「△償却率」欄に「1/3」と記入します。

## ○減価償却費の計算方法(定額法)

㊦ 償却の基礎になる金額	次の金額を記入します。 (1) 平成19年3月31日以前に取得した資産 …「取得価額×90%」の金額 ※減価償却費の累積額が取得額の95%相当額に達した年分以後5年間に於いて均等償却を行う場合には、「取得金額×5%」の金額 (2) 平成19年4月1日以後に取得した資産 …取得価額そのままの金額
償却方法	償却方法を記入します。 (1) 平成19年3月31日以前に取得した資産 …旧定額法 (2) 平成19年4月1日以後に取得した資産 …定額法
⊖ 本年中の償却期間	資産を月の途中で取得や譲渡、取り壊しなどをした場合はその月を1か月として計算します。
⊕ 特別償却額	被災代替資産等の特別償却の適用を受ける場合に、その特別償却額を記入します。
⊗ 未償却残高(期末残高)	次の金額を記入します。 (1) 本年中に取得した資産は、「㊦」の金額から「⊖」の金額を差し引いた金額 (2) 前年以前に取得した資産は、前年末の未償却残高から「⊖」の金額を差し引いた金額
摘要	次のような場合に於いて、それぞれ次のような事項を簡記します。 (1) 取得資産が中古である場合…その旨 (2) 資産を本年中に譲渡や取り壊した場合…その月日、事由など (3) 被災代替資産等の特別償却の適用を受ける場合…その特例名

## ⊕ 本年分の普通償却費

- ◆平成19年3月31日以前に取得した資産  
①「㊦×△×⊖」で計算した金額を記入します。  
②減価償却費の累積額が取得価額の95%相当額まで達した年分の翌年分以後5年間に於いて均等償却を行う場合には「{(取得価額-取得価額×95%-1円)÷5}×⊖」の金額を記入します。
- ◆平成19年4月1日以後に取得した資産  
「㊦×△×⊖」で計算した金額を記入します。

## ○主な減価償却資産の耐用年数表

(この表にないものでわからないものは酒田市税務課におたずねください。)

### 建物

	工場・倉庫用	
鉄筋コンクリート造	38	
れんが・ブロック造	34	
木造	15	
木造モルタル造	14	
ハウス(育苗ハウス)	金属製	10
	その他	5

### 構築物

ハウス(育苗ハウス)	金属製	14
	木造	5
	その他	8
用水路、貯水槽(コンクリ・ブロック)		17
かん水用・散水用配管		14
薬剤散布機(建造物)		8
舗装路面	コンクリート・ブロック・れんが	15
	アスファルト	10

### 建物附属設備

スプリンクラー	7
温室用ボイラー	7
消火・排煙設備、災害報知設備、格納式避難設備	8
電気・給排水・衛生設備、ガス設備	15
蓄電池電源設備	6

### 車両・運搬具

軽自動車(軽トラック)	4
普通車(トラック・バン)	5

## ○非業務用資産を業務用に使用した場合の減価償却

自家用車庫を農業用設備にしたときなど、非業務用資産を業務用に使用した場合には、その資産の耐用年数の1.5倍の年数を用いて年初未償却残高を算出します。なお、詳しくは酒田市税務課におたずねください。

## 減価償却資産の償却率表(定額法)

耐用年数	償却率		耐用年数	償却率		耐用年数	償却率	
	取得日			取得日			取得日	
	H19.3.31以前取得	H19.4.1以後取得		H19.3.31以前取得	H19.4.1以後取得		H19.3.31以前取得	H19.4.1以後取得
2	0.500	0.500	17	0.058	0.059	32	0.032	0.032
3	0.333	0.334	18	0.055	0.056	33	0.031	0.031
4	0.250	0.250	19	0.052	0.053	34	0.030	0.030
5	0.200	0.200	20	0.050	0.050	35	0.029	0.029
6	0.166	0.167	21	0.048	0.048	36	0.028	0.028
7	0.142	0.143	22	0.046	0.046	37	0.027	0.027
8	0.125	0.125	23	0.044	0.044	38	0.027	0.027
9	0.111	0.112	24	0.042	0.042	39	0.026	0.026
10	0.100	0.100	25	0.040	0.040	40	0.025	0.025
11	0.090	0.091	26	0.039	0.039	41	0.025	0.025
12	0.083	0.084	27	0.037	0.038	42	0.024	0.024
13	0.076	0.077	28	0.036	0.036	43	0.024	0.024
14	0.071	0.072	29	0.035	0.035	44	0.023	0.023
15	0.066	0.067	30	0.034	0.034	45	0.023	0.023
16	0.062	0.063	31	0.033	0.033			

## ○減価償却費の計算

減価償却資産の名称等 (繰延資産を含む)	面積又は数量	取得(成熟)年月	取得価額 (償却保証額)	償却の基礎になる金額	償却方法	耐用年数	償却率又は改定償却率	本年中の償却期間	本年分の普通償却費 (㊦×△×⊖)	特別償却費	本年分の計 (㊦+⊕)	事業専 用割合	本年分の必要 経費算入額 (⊖×⊕)	未償却残高 (期末残高)	摘要
金属造畜舎	40m <sup>2</sup>	年月 R5・4	1,240,000	1,240,000	定額	19年	0.053	$\frac{9}{12}$	49,290		49,290	100%	49,290	1,190,710	
耕うん機	1台	R5・9	450,000	450,000	定率	7	0.286	$\frac{4}{12}$	42,900		42,900	100	42,900	407,100	
一括償却資産	1台	R5・	180,000	180,000	-	-	1/3	$\frac{12}{12}$	60,000		60,000	100	60,000	120,000	
計									152,190		152,190		⑬ 152,190	1,717,810	